

世田谷発インキュベーションプログラム 「ネイバースクール SETAGAYA」 参加者募集のお知らせ



「ネイバースクール SETAGAYA」は、世田谷で新たな事業づくりに挑む人が、さまざまなプロフェッショナルや企業から起業・事業成長に向けた学び・つながり・サポートを受けられる、ネイバーフッド型インキュベーションプログラムです。

「アイデアをビジネスとしてかたちにしたい!」「起業した事業の収益化を進めたい!」「社内で新規事業を生み出したい!」といった方たちが集い、第一線で活躍する講師からのインプットやメンターとのディスカッション、参加仲間との切磋琢磨を通して自身のビジネスプランを練り上げていきます。

今年度は3つのコースがあり、2023年7月の開校に向けて第二期生を募集しています。



お問合せ 世田谷区経済産業部商業課 TEL: 03-3411-6668

コース

- 1 スタートアップコース**
これから起業を目指す方やスタートアップを始めた方向け
- 2 事業再構築コース**
第2創業期にある事業者や新規事業責任者向け
- 3 ビジネスアイデアコース**
新たな事業づくりのアイデアを模索している方向け

詳細な日程や募集要項、参加方法等、プログラム詳細については、ネイバースクール SETAGAYAの公式ウェブサイト (<https://school.setacolor.tokyo/>) をご確認ください。



事業者の皆様! インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか?

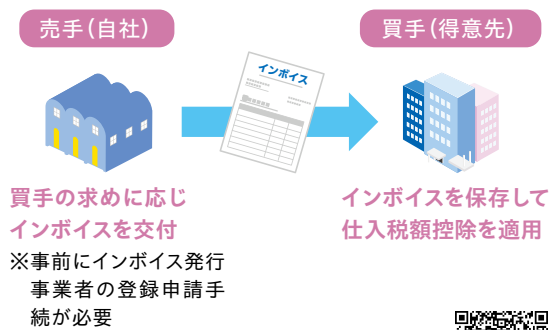
令和5年10月1日からインボイス制度が始まります

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まりますが、制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、事前に登録申請を行う必要があります。

インボイス制度の概要について詳しく知りたい方は、オンライン説明会や世田谷区内の税務署で説明会(事前予約制)を行っておりますので、国税庁ホームページ(下記二次元コード)または管轄の税務署までお問い合わせください。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

- **令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。**
※インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、随時、登録申請を行っていたければ、登録を受けることができます。
- **買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります。**
- **売手としてインボイスを発行して、得意先である買手が控除を行えるようにするためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。**
※インボイス(適格請求書)は「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。



インボイス制度特設サイト(国税庁HP) ▶



お問合せ | 世田谷税務署 TEL: 03-6758-6900 北沢税務署 TEL: 03-3322-3271
玉川税務署 TEL: 03-3700-4131

《発行》

東京商工会議所世田谷支部 <https://www.tokyo-cci.or.jp/setagaya>
公益財団法人世田谷区産業振興公社 <https://www.setagaya-icl.or.jp>
世田谷区経済産業部 <https://www.city.setagaya.lg.jp>

《お問合せ》

公益財団法人世田谷区産業振興公社
〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ
TEL: 03-3411-6613 FAX: 03-3412-2340